

教職員に対する懲戒処分原案の基準の一部改正の概要

1 改正理由

(1) 飲酒運転関係

飲酒運転の根絶については、これまで幾度となく注意喚起を行い、平成28年5月には処分基準を厳格に適用する旨通知し、以降飲酒運転の事案については、原則として免職の処分を行ってきたところである。しかし、再三の注意喚起にもかかわらず、残念ながら今年度も2件の飲酒運転の事案があり、いずれも免職の処分を行ったところである。

飲酒運転を絶対に許さず、厳格に対処するという県教育委員会の姿勢を明確にするため、飲酒運転をした場合は原則免職とすることを基準上においても明確にする。

(2) セクシュアル・ハラスメント関係

児童生徒に対する悪質なセクシュアル・ハラスメント等は後を絶たず、今年度も2件の免職の処分を行った。教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律(令和3年法律第57号)が令和4年4月1日に施行され、これまでに周知しているところであるが、このような状況を踏まえ、児童生徒に対する悪質なセクシュアル・ハラスメント等に同法第2条第3項各号に掲げる児童生徒性暴力等が含まれることを明確にし、これに該当する行為を行った場合は、これまで同様免職とする。

また、児童ポルノの所持等については、同法に規定する児童生徒性暴力等にあたることから、その処分量定は免職となる。

(3) パワー・ハラスメント関係

学校という職場内で発生した教職員間のパワー・ハラスメントにより、前途ある若手教職員が精神的ストレスを高め、自ら命を絶つという事案について、今年2月、加害教諭に対し、懲戒処分を行ったところである。このようなことを二度と起こしてはならず、県教育委員会として再発防止策を示したところであるが、今後同様の事案が発生した場合には厳しく対処することとし、パワー・ハラスメントが認められた場合は、行為の態様、悪質性、相手方の被害の程度等を考慮して、免職を含めた処分を行うこととする。

2 改正内容

次頁のとおり

3 施行期日

令和6年4月1日

教職員に対する懲戒処分原案の基準の一部改正について

1 飲酒運転

改正後	改正前
<p>◇<u>原則免職</u></p> <p>(特に酌量すべき事情が認められれば、停職とすることができる。)</p>	<p>◇免職又は5月以上の停職</p> <p>(人身事故を伴えば、免職又は8月以上の停職)</p>

2 セクシュアル・ハラスメント (定義の改正)

処分量定は変更なし
 (悪質なセクハラ) 児童生徒：免職 児童生徒以外：免職、停職
 (セクハラ) 児童生徒：停職、減給、戒告 児童生徒以外：減給、戒告

改正後	改正前
<p>◇悪質なセクシュアル・ハラスメント等 わいせつ行為 + 不必要な身体接触を伴ったセクハラ + <u>常習的なセクハラ</u></p> <p>(児童生徒に対する場合) <u>児童生徒性暴力防止法第2条 第3項各号に該当する行為</u></p> <p>◇セクシュアル・ハラスメント (改正なし)</p>	<p>◇悪質なセクシュアル・ハラスメント等 わいせつ行為 + 不必要な身体接触を伴ったセクハラ</p> <p>◇セクシュアル・ハラスメント 相手方を不快にさせる性的な言動</p>

※児童ポルノの所持等の量定は、児童生徒性暴力防止法第2条第3項第3号に該当することから、児童生徒に対する悪質なセクシュアル・ハラスメント等として免職となる。

3 パワー・ハラスメント

改正後	改正前
<p>◇<u>免職、停職、減給、戒告</u></p> <p>(行為の態様、悪質性、相手方の被害の程度等を考慮)</p> <p>※「悪質性」が高いと考えられる場合としては、例えば、指導、注意等を受けたにもかかわらず、パワー・ハラスメントを繰り返す場合等が挙げられる。また、「相手方の被害の程度」が大きいと考えられる場合としては、例えば、相手を強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させた場合等が挙げられる。</p>	<p>◇停職、減給、戒告</p>

◆施行日：令和6年4月1日

◆経過措置：施行日前にした行為に対する懲戒処分については、なお従前の例による。

教職員に対する懲戒処分原案の基準（抜粋）

第1 略

第2 標準事例

1・2・3 略

4 飲酒運転・交通事故関係

(1) 飲酒運転・飲酒運転ほう助

イ 飲酒運転を行った場合は、免職とする。ただし、特に酌量すべき事情が認められる場合は、停職とすることができる。

ロ 自動車等を運転することを知りながら飲酒を勧めた場合若しくは酒類を提供した場合、飲酒運転をすることを知りながら自動車等を提供した場合又は飲酒運転をしていることを知りながら同乗した場合は、免職、停職又は5月以上の減給とする。

(2) 飲酒運転以外の重大な交通事故

交通事故で人を死亡させた場合又は重篤な後遺症を残す傷害を負わせた場合は、免職、停職、減給又は戒告とする。

(3) その他の交通法規違反

無免許運転、著しい速度超過その他の悪質な交通法規違反をした場合は、停職、減給又は戒告とする。

(注) 「飲酒運転」とは、酒酔い運転及び酒気帯び運転をいう。

(注) 「自動車等」とは、自動車及び原動機付自転車をいう。

5 ハラスメント関係

(1) 悪質なセクシュアル・ハラスメント等

イ 悪質なセクシュアル・ハラスメント等を行った場合は、免職又は停職とする。

ロ 被害者が児童生徒であるときは、上記イにかかわらず、免職とする。

(2) セクシュアル・ハラスメント

イ セクシュアル・ハラスメントを行った場合は、減給又は戒告とする。

ロ 被害者が児童生徒であるときは、上記イにかかわらず、停職、減給又は戒告とする。

(3) パワー・ハラスメント

パワー・ハラスメントを行った場合は、行為の態様、悪質性、相手方の被害の程度等を考慮して、免職、停職、減給又は戒告とする。

(注) 「悪質なセクシュアル・ハラスメント等」とは、わいせつ行為（刑法（明治40年法律第45号）、軽犯罪法（昭和23年法律第39号）、迷惑行為防止条例（昭和42年宮城県条例第29号）、青少年健全育成条例（昭和35年宮城県条例第13号）等の規定に違反するおそれのある行為をいい、刑事事件として有罪の判決を受けることを必要でないものとする。）や不必要な身体的接触を伴ったセクシュアル・ハラスメント、繰り返し行う等常習的なセクシュアル・ハラスメント等をいい、児童生徒に対する場合については、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号）第2条第3項各号に掲げる行為をいう。

(注) 「セクシュアル・ハラスメント」とは、相手方を不快にさせる性的な言動をいう。なお、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律第2条第3項第5号に掲げる行為は、「悪質なセクシュアル・ハラスメント等」とする。

(注) 「パワー・ハラスメント」とは、職務に関する優越的な関係を背景として行われる、業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であって、職員に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、職員の人格若しくは尊厳を害し、又は職員の勤務環境を害することとなるようなものをいう。

なお、上司から部下に行われるものだけでなく、先輩・後輩間や同僚間、さらには部下から上司に対して様々な優位性を背景に行われるものも含まれる。

(注) 「悪質性」が高いと考えられる場合としては、例えば、指導、注意等を受けたにもかかわらず、パワー・ハラスメントを繰り返す場合等が挙げられる。また、「相手方の被害の程度」が大きいかと考えられる場合としては、例えば、相手を強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させた場合等が挙げられる。

以下 略

1 事故の概要等

(1) 発生日月

令和5年5月11日(木)～6月20日(火) 時刻不明

(2) 発生場所

宮城広瀬高等学校敷地内校門付近
(仙台市青葉区落合四丁目4番1号)

(3) 事故の概要

校門付近の汚水管マンホール周囲に、金属の突起物が露出している状態となっていた。被害者の車両がその突起物に接触し、当該車両のタイヤがパンクしたもの。人身被害はなかった。

2 和解の内容等(専決処分内容)

(1) 和解の相手方

A	住	所
	氏	名
B	住	所
	氏	名
C	住	所
	氏	名
D	住	所
	氏	名
E	住	所
	氏	名

※個人情報が含まれるため、表示しておりません

(2) 和解の内容

イ 内容

示談

ロ 示談年月日

令和6年1月26日

ハ 損害賠償額

A	32,160円
B	35,920円
C	1,320円
D	17,310円
E	1,980円

合計88,690円

ニ 和解の内容

県は相手方に上記損害賠償額を支払うこととし、相手方はその余の請求を放棄する。

3 知事専決処分年月日

令和6年1月24日